

# 福祉サービスご利用案内

後遺症の状況によっては、さまざまな福祉サービスを利用することができます。該当するかどうかの基準や手続きは、それぞれの制度により決まっており、利用要件（医師の診断）などがありますので、下記を参考に市の窓口、医師や病院のソーシャルワーカーにご相談ください。

## ■ 脳の病気や事故による後遺症と対応する制度

- 手足のまひや言語、視野等に障害がある場合 …… 身体障害者手帳（身体障害者福祉法）
- 発達期（18歳未満）に発症または受傷した場合 …… 愛の手帳（療育手帳：東京都愛の手帳交付要綱）
- 記憶障害や注意障害、社会的行動障害等がある場合 …… 精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉法）  
（高次脳機能障害があるときは「器質性精神障害」として対象となる場合があります）
- 65歳以上で介護や支援が必要なとき …… 介護保険（介護保険法）  
（又は40歳～65歳までで特定疾患がある場合：「脳血管疾患」等）

## ■ 申請の流れ

制度	▶	窓口	▶	ご利用にあたって
・身体障害者手帳 ・精神障害者 保健福祉手帳	発症や 初診から 約6ヶ月後	各市窓口 （障害福祉課など）	約1～2ヶ月	各種手帳の交付 サービス利用者負担は 原則1割
介護保険	発症から 約2～4週間後	各市窓口 （高齢福祉課、介護保険課など） 地域包括支援センター	約1ヶ月	介護保険認定 ケアマネージャー選定にて サービス利用へ サービス利用者負担は 原則1割～3割

## ■ 障害福祉サービス受給者証について

障害福祉サービスの利用には「障害福祉サービス受給者証」が必要です。障害者総合支援法により、身体・知的・精神などに障害のある方が、障害の種類に関係なく共通のサービスを利用できるようになりましたので、ぜひご利用ください。

申請	▶	決定	▶	交付
各市窓口にて （障害福祉課など） サービス利用申請	調査・判定 約1ヶ月	・プランの作成（案） ・障害支援区分認定 ・サービスの種類、 支給量の決定	プラン策定	障害福祉サービス 受給者証の 交付

サービス  
ご利用  
できます